

マイナンバー制度と 消費税アップ準備対策セミナー

～事業者が知っておかなければならないこと～

マイナンバー制度については、平成27年10月よりマイナンバーの通知が始まり、平成28年1月からは本制度が開始されます。今後、各事業所では、税や社会保障の手続が変わり、源泉徴収票、雇用保険、健康保険、年金などの書類に従業員のマイナンバーを記載することになり、厳格な管理と運用の対応が必要となります。

本セミナーでは、マイナンバー制度と、2017年に迎える消費税アップについての対策も含めて事業所が行っておくべきことをお伝えします。法人・個人を問いません！この機会にご受講ください！

- 内 容 ①マイナンバー制度の概要
- ②マイナンバー制度導入によって企業(事業者)が取り組むべき内容
- ③消費税転嫁に向けての対策



■ 講 師
村上健税理士事務所
公認会計士・税理士
村上 元基 氏

■ 日 時 平成27年10月27日(火)
午後1時30分～午後3時30分

■ 場 所 岡山北商工会上道支所

※お申込み 下部申込書を記入の上、10月20日までに岡山北商工会上道支所へ
FAX(086-297-2902)にてお申込みください。

※お問合せ 岡山北商工会上道支所 (TEL 086-297-2058)



岡山北商工会上道支所 行(FAX 086-297-2902)

マイナンバー制度と消費税アップ準備対策セミナー申込書

事業所名	電話
参加者名	

※ご記入頂いた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のため以外には利用いたしません。